

社会福祉法人慈雲会

特別養護老人ホーム平成28年度事業計画

○経営理念・運営理念・組織目標

- 1 経営基盤の確立・強化
- 2 利用者サービスのより一層の向上
- 3 安全と安心を利用者に信頼される運営
- 4
- 5

1 介護報酬による経営基盤の強化・確立をめざす。

平成26年5月から、事業を開始して以来、2年すぎましたが、当初の単価には及んでいません。当初の単価設定、経営指標に対して今後の施設経営にとって依然として影響を及ぼしています。

民間の特別養護老人ホームは、いよいよ行政への依存から脱却して自力による経営基盤の強化を図るために、より一層の創意と工夫を行わなければならない。

そこで、平成28年度を「経営体制変革のスタート年」とし、3か年計画で経営体制の確立をめざす。具体的には、法人各事業所の数量的な目標を設定し、収入増の具体的な方策と支出削減のための徹底的な経費削減に取り組み、また、新規事業として訪問介護、訪問看護、そして居宅介護事業所を開設し経営改善計画を策定する。

<平成28年度～30年度迄の共通目標>

各施設が各年度ごとに目標値を設定し、3か年で目標達成をめざす。

- (1) 特養入所率 定員の98%以上
- (2) ショートステイ充足率 100%
- (3) 訪問看護、訪問介護、居宅介護事業所の創立

2 サービス提供体制強化のための方策

(卓越したケアサービスをめざす)

○法人事業所の増加に伴い共通の「ケアサービスの質の向上」をめざした横断的な委員会を発足させる。また、各委員会には担当施設長を決め、施設長会との連携をとりながら、スピーディな決定と実行をめざす。

○各事業所の経営体制を上記1の目標を達成するため、新しく「〇〇委員会」を発足させ、各事業所の経営状況を把握、分析を行う。

○職員の意識改革と資質の向上（各種研修への積極的参加により各職種ごとのスキルアップを図る）

○法人主催の職員研修会を充実させる。

3 法人ホームページの開設

平成 26 年 5 月より法人の事業概要、事業の紹介をしてきたが、28 年 4 月より詳細な活動状況、事業者ごとの活動状況、従前の「施設台帳」の項目等を参考にホームページによって公開することとする。

4 第三者評価事業への取り組み

東京都では、平成 28 年度第 3 者評価を東京都の補助を受けて受審する。

5 利用者サービスの向上

- ① グループケア・ユニット型による個別ケアの充実
- ② 「身体拘束ゼロ作戦」への取り組み
- ③ 自己評価事業の継続的取り組み
- ④ ボランティア等の受け入れと地域交流の推進
- ⑤ リスクマネジメントの体制構築

(介護サービス計画は別紙)

社会福祉法人〇〇会

特別養護老人ホーム平成〇〇年度事業計画（その２）

【施設方針】

- ① 法人の経営理念に添って事業を推進する。
- ② ニーズに応じた総合的、一体的、効果的な各種サービスを提供する。
- ③ 高品質な安定したサービスの提供を行う。
- ④ ご利用者様との信頼関係構築を最優先とする。

< 第三者評価、情報公開に伴う指摘事項。前年度からの課題、改善事項 >

【行動方針】

- ① 〇〇苑は、職員の各種マニュアルを完成させ、組織的な動きに支障なきようにする。
- ② 〇〇苑は、社会福祉をめぐる外部環境の変化に対応するべく導入すべき施策計画をたてこれを実行する。
- ③ 事故は限りなく「0」に近づけていくために「プロセス」と「分析」を職員に正確にフィードバックさせていく。
- ④ 職員の行動工程で「無駄」「無理」「ムラ」のない成果主義と「報・連・相」の実践を行う。
- ⑤ 行動サイクル計画、実行、是正、見直しを行い、能率的、効果的な業務をマネジメントする。
- ⑥ 定期的な年2回の人事考課を確実に行う。

【稼動目標】

- ① 〇〇苑 98%
- ② 短期入所生活介護 100%
- ③ デイケア 99%

【利用者本位】

- ① 事故を防ぐ要点の実践
- ② 社会福祉援助技術の基本として自己実現や自立支援のサポートサービスを提供する
- ③ お客さまの生活背景を尊重し、健康の維持増進と心身のバランスを保持して信頼関係を最優先する
- ④ おむつはずしアンダー〇〇%を維持し、個人の尊厳を尊重する
- ⑤ フリー入浴者を支援し、いつでも入浴が可能な状態を確保する
- ⑥ 自立支援の趣旨で喫茶、食堂、テラスを多機能化する
- ⑦ アクティビティー（ ）を積極導入する

- ⑧ 意見、苦情、不満、トラブルに対し、相談窓口は速やかに対応する

【地域社会との調和】

- ① 地域との交流を大切にし、常に連携を図る（無料健康相談会の実施）
- ② ボランティアの導入と支援を積極的に行う
- ③ 実習生の受入（年間〇〇名）、介護等体験学生の受入（年間〇〇名）
- ④ 年間行事には常に家族や第三者委員、顧問弁護士、内部通報相談窓口担当者（弁護士）等に参加を呼びかける
- ⑤ 第三者評価、情報公開に対応できる組織作りを徹底させていく
- ⑥ 地域住民や社会に対し広報を定期的に発行し（年3回以上）、〇〇苑の理解促進に資する

【職員関係】

- ① 職員全体の組織の能力向上を図り、教育研修（SDS）等を通じて自己の能力開発と研鑽をめざす
- ② 職員1人ひとりの新たな気づきや発想の転換を大切にし、創意工夫ができる力を引き出す
- ③ 次世代を担う中間職員の育成のための方針を確立する
- ④ 職員の専門性の向上を図る意味で外部の研修に参加させ、思考を柔軟にし、職場の活性化を方向づける
- ⑤ 個別ニーズに対応したケアプランの充実を図り、ケアプランは職員1人ひとりが立案可能となり、サービス面でもその遂行確認ができるように努力する

【各種委員会】

会議名	日時	出席者	備考
幹部会	第1火〇〇～〇〇		
運営会議	第2月〇〇～〇〇		
リスクマネジメント	第1火〇〇～〇〇		年4回（5.8.10.2月）
教育委員会	第1火〇〇～〇〇		
業務委員会	第1水〇〇～〇〇		
栄養委員会	第1火〇〇～〇〇		
広報委員会	第1水〇〇～〇〇		
感染対策委員会	第1火〇〇～〇〇		年3回（6.9.2月）
広報委員会	第1月〇〇～〇〇		
尖足予防委員会	第1火〇〇～〇〇		
防災委員会	第1火〇〇～〇〇		
口腔内痰吸引等安全確保委員会	第3月〇〇～〇〇		当面毎月

(編者注)

①事業計画は、定款記載事業(=原則として経理区分又は会計区分)ごとに作成されるものです。ここでは、デイ、ショートと特養のみを実施している社会福祉法人の例です。事業が多数にわたる場合は、社会福祉法人の事業計画と各事業ごとの事業計画を列記することになります。

以下に、おおむね各種事業計画に共通する掲載事項を列記してみましたので、参考にしてください。

- I ○○ホームの理念・方針
 - I 方針
 - 2 平成○○年度事業計画
 - 3 運営管理表
- II 予定表
 - 1 施設行事一覧
 - 2 月別予定表
 - 3 年間スケジュール表
- III 行事
 - 1 全体行事
 - 2 地域の行事、福祉教育
 - 3 事業部別行事・業務予定
 - 4 安全衛生計画
 - 5 防災訓練計画
- IV 利用者関係
 - 1 委員会
 - 2 組織・集会・話し合い
 - 3 諸活動
 - 4 家族会
 - 5 ボランティア関係
- V 職員関係
 - 1 人事・労務関係
 - 2 組織経営表
 - 3 組織人員配置表
 - 4 各委員会表
 - 5 研修会

②下記は、平成22年度東京都特養経営支援補助金交付要綱に掲示されている基本分・包括分に係る補助金上必須実施要件とされているものです。補助金の可否に係らず事業計画策定上の参考として下さい。

利用者サービスの維持・向上のための経営基盤の整備への取組

項目	取組事項等
ア．体制整備	<p>「趣旨」 経営力を強化し、利用者には選ばれる良質なサービス提供が行える体制を構築する。</p> <p>（具体策1）各理事の経営参加意識を高め、「経営執行機能」としての理事会の強化を図るための体制をつくる。</p> <p>（具体策2）内外経営環境の把握・分析等を実施する経営企画室（仮称）を立ち上げ、社会福祉法の基本理念に基づいた経営基盤の強化を図る。</p> <p>（具体策3）施設サービス計画を作成・変更するにあたって、各種サービス提供者が分かりやすい説明を行い、利用者の納得を得る（インフォームド・コンセント）ための仕組みを構築する。</p> <p>（具体策4）施設サービスについて標準化（マニュアル化）し、安全かつ安定的なサービスを提供する。</p> <p>（具体策5）施設内研修の充実及びその業務、日常業務を通じた技術向上のための体制をつくる。</p>
イ．健康管理	<p>「趣旨」 施設利用者の健康管理の強化及び生活施設として専門性の充実を図る。</p> <p>（具体策1）感染症、難病、認知症等への専門的ケアの体制をつくる。</p> <p>（具体策2）施設利用者の個別性を重視した生活を確保する。（グループケアユニットの実施）</p> <p>（具体策3）蓄積された過去の感染症等の事例研究により、施設に適した独自の対応マニュアルを作成する。</p>
ウ．地域福祉貢献	<p>「趣旨」 ボランティアを受入れ、地域交流の促進を図る。</p> <p>（具体策1）ボランティア及び実習生を積極的に受入れ、地域開放による地域住民との交流を促進するための担当組織や専門職員（コーディネーター）を設置する。</p> <p>（具体策2）ボランティア及び実習生の指導及び育成を図る。</p> <p>（具体策3）在宅介護を行っている地域住民に対し介護技術を助言・援助する。</p> <p>（具体策4）地域住民に対し介護予防対策を実施する。</p> <p>（具体策5）地域住民への学習体験を実施する。</p> <p>（具体策6）地域住民参加型のイベント等を開催する。</p>

エ. 退所 時支援	「趣旨」 施設利用者の在宅復帰等を支援する。
	(具体策1) 施設利用者にカウンセリングを行い、適当な在宅復帰策の検討及び区市町村との調整を行う。
	(具体策2) 退所後の継続的な見守りや施設の行事への参加など生きがい活動を支援する。
	(具体策3) 居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者との連携を図り、退所後の在宅プラン・アフターケアの充実を図る。
	(具体策4) 他の介護保険施設等と協定を締結すること等によって連携を図り、適切な退所時の支援をする。
(具体策5) 退所後の受入れ家族に対し事前啓発活動を充実する。	

③下記は、平成22年度東京都特養経営支援補助金交付要綱に掲示されている評価加算「努力・実績加算」の補助項目。以下の(1)～(10)の項目について、各施設の実績が、指標数字に示す割合等を超えている場合、当該項目のポイントを獲得したものとし、各施設が獲得したポイントを合計した総ポイント数に応じた額を加算

項目		指標数字	ポイント数
サービス提供体制等	有資格者の割合	介護職員における介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1級又は2級の資格を有する職員の占める割合が、常勤換算で70%以上	2
	介護・看護職員の増配置	介護・看護職員の配置が、入所者2.5人に対して常勤換算で1以上(2.5:1以上配置→入所者100名の場合40名を配置)	1
	他社会福祉法人との人事交流	他の社会福祉法人が運営する福祉施設や介護保険事業所と現場職員の人事交流(介護現場での研修を含む)を実施している。(職員の「受入」又は「派遣」のいずれかを実施)	4
サービスの向上	要介護度の改善	入所者のうち、平成21年度中に実施した更新又は区分変更申請において、前回の要介護認定時と比較して、要介護度が改善している入所者の割合が5%以上	3
	入浴回数	全入所者に週3回以上の入浴を実施している。	5
	身寄りのない高齢者の受入	身寄りのない高齢者(保証人、身元引受人、契約代理人となる親族等がない等)を定員の3%以上受け入れている。	3
	利用者の状態にあった車椅子の提供	利用者の体の状態に合った車椅子等を提供するためのマニュアル(入所者の座位保持の状態のチェック方法、適当な車椅子の選択方法)の作成及び取組の実施	5

	利用者情報の開示	利用者の介護記録等を家族等に開示する手続きについて、内規等を定め、入所時に開示申請様式等を本人又は家族に配布している。	5
	処方薬変更等の入所者・家族への連絡	入所者に薬を処方する際に、書面により入所者・家族へ説明（処方量、効能、副作用等）している。	5
地域社会への貢献等	区市町村との防災協定	地元区市町村等との防災協定等を締結し、災害時の要介護高齢者の受入に協力することを予定している。	3
	自治会との合同防災訓練の実	近隣自治会と施設との合同で防災訓練を実施している。	3
	社福軽減の実施	「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱」（平成12年5月1日付老発第474号の別添2）に基づき、利用者負担額の軽減を実施している。	4
	ボランティアコーディネーターの配置	専従のボランティアコーディネーター（常勤又は週10時間以上勤務する非常勤職員）を配置した上で、実人数で年間40人以上のボランティアを受け入れている。	4
	学習機会の提供	小学校又は中学校の総合的な学習の時間、社会科、生活科等、学習指導要領に規定する授業の一環として、職場体験等により児童・生徒を受け入れている。	2
	食事サービスの実施	近隣住民に対する週4日以上配食サービス又は施設内での会食サービスを実施している。	3

（編者注）

ア 上記は、平成23年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱に掲示されている事項で前表が基本事項とすれば、上表はその上にたって、東京都の特養事業者に対する期待感を示したものと理解されます。

イ 上記中、「利用者情報の開示」については、（家族からの開示請求を容易に認めているわけではなく）開示請求があった場合の内部手続きを定め、個人情報の取扱いに関する苦情相談窓口の提示を含め、本人又は家族に配布しておくことを求めたもので、施設側の個人情報保護の対応として必要と考えられます。個人情報の分野では、開示請求ができるのは「本人」と「法定代理人等」だけです。

また、利用者が死亡した場合、死者の情報は原則として個人情報ではなくなります。相続人であれば情報開示請求権があると思われる家族は多いようです。

個人情報保護規程の中や内規（チャート図）に、相続人全員の承諾があった場合だけ開示する又は裁判所による記録の送付嘱託等どんな方法や手段なら開示できるかといったことを、ご家族などにあらかじめお伝えしておくことが望ましいと思われます。チャート図例は、「社会福祉施設・事業者のための規程集（会計編）」所収「利用者預り金等管理規程」に添付しています。